

平成 20 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 丸 三 証 券 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 長 尾 榮 次 郎  
(コード番号 8613 東証・大証 1 部)

### 証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について

弊社は、本年4月から関東財務局による検査を受けておりましたが、本日、証券取引等監視委員会から、弊社において法令違反に該当する事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われました。

(勧告内容については別紙をご参照ください。別紙は原文をそのまま記載しています。)

弊社では、日頃より内部管理体制の整備・充実に取り組んでいるところではありますが、今回このような事態に至りました背景には弊社の内部管理体制になお不備があったと認識し、誠に遺憾なことと厳粛かつ真摯に受け止めております。

今後は内部管理体制の一層の強化・充実に取り組んで行く所存でございます。

皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

尚、お問合せにつきましては企画部長 高橋(03-3273-4973)までお願い致します。

(別紙)

## 丸三証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 10 月 15 日  
証券取引等監視委員会

### 1. 勧告の内容

関東財務局長が丸三証券株式会社(東京都中央区、代表取締役社長 長尾 榮次郎、資本金 100 億円、役職員 1,161 名)を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る法令違反の事実が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

### 2. 事実関係

特定口座開設顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

丸三証券株式会社(以下「当社」という。)は、平成 15 年に、特定口座制度導入に伴うシステム開発を行った際、特定口座開設顧客が当該口座において保有する現物株式の銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価を算出するシステムを構築した。

上記のシステムにおいては、当該増資への申込みを行わない顧客について、権利落ち後に、当該銘柄の平均取得単価を修正する必要があるものの、当社は、平成 17 年 10 月から同 20 年 4 月までの間、株主割当増資の払込期日が到来した 4 銘柄について、当該増資への申込みを行わなかった顧客の平均取得単価を修正せず、その結果、当該増資に係る銘柄を売却している顧客 152 名(延べ 153 名)に対して、誤った平均取得単価を用いて算出された取得価額を通知する等、不適切な情報を通知している。

当該金融商品取引業者の上記の業務の運営の状況は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 8 号に規定する「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものと認められる。

以 上